

建築後使用されたことのない住宅用家屋（建売住宅、マンション等）

○必要となる書類

住宅用家屋証明書	必要事項を記入してください。
住宅用家屋証明申請書	同上
登記事項証明書 （登記完了証（電子申請のみ）でも可）	法務局で取得できます。
売買契約書（売渡証書）	
家屋未使用証明書	直前の所有者または対象家屋売買の代理もしくは媒介をした宅地建物取引業者の証明書によります。

○場合によって必要となる書類

長期優良住宅認定通知書の写し	対象家屋が認定長期優良住宅の場合必要となります。
低炭素建築物認定通知書の写し	対象家屋が認定低炭素建築物の場合必要となります。
申立書	住宅用家屋証明書の取得時、やむを得ない理由により未入居である場合必要となります。
住民票	同上